# 東山御文庫に残された足利義政女房奉書について

―文明十五年度の遣明船と取龍首座とに関する一史料―

東山御文庫に収蔵される史料のうち勅封三十五甲函は、諸寺文書の函という - 『雑々文書』

書(一九点)、「印知恩院文書(一通)、8長講堂文書(一通)、9諸寺雑々文書(三3石山寺文書(八点)、4常照寺文書(六通)、5本願寺文書(九通)、6大徳寺文

目録(稿)(一)」によると、同函に収められているのは、②惣在庁文書(四通)、べきものである。小倉慈司の手になる労作「東山御文庫マイクロフィルム内容

(d)、(l)(仁和寺文書 (二八点)、(l)金戒光明寺文書 (二通)、(l)誓願寺文書 (二点)、(l)

文書(五点)、20醍醐寺文書(一八通)、21雑々文書(五四通)、22平等寺文書(二王法次第勘例(三通)、17石動山文書(九通)、18大覚寺文書(四点)、19善通寺王法次第勘例(三通)、14二尊院文書(二通)、15香衣綸旨案等(二三通)、16尊星

ことがわかる。 一点)であり、主として京都とその周辺の寺院名を冠した文書群からなっている

親町天皇自筆のものが少なくない)などが多い。そして、これら寺院の名を冠していはその副進文書、さらには朝廷が諸寺に充てて発給した文書の土代・案文(正く室町時代中後期のもので、諸寺から朝廷に提出された上申文書の正文、あるとみるべきものである。これらの函に収められた文書の大半は、中世なかんずこのほか、勅封三十五乙函および勅封五十甲乙両函の三函も、諸寺文書の函

は変更されたものであり、中世における現用文書としての管理形態をそのまま解題のなかで述べたとおり、江戸時代前期になされた整理によって形成ないしまとめられた括りは、さきに『鴨社文書』(勅封百二十二函) を全文翻刻した際に

末

柄

豊

て確認してみたい。考えられる。具体的にそこに収められている文書をみることで、この点につい理していく過程で、「その他」に分類されたものをとりまとめた括りであったとだとすれば、凶雑々文書とは、その名称から推して、諸寺ごとに関連文書を整

継受しているわけではなかった。

たとえば、上人号に関する文書がある。

大法師海尊申状(勅封三五甲−二一−一○)

大法師海尊謹申

上人号事

無隠者也、忝蒙上人之号、弥為奉致天長地久之御祈祷、謹言上如件、無其限候、次又法華経八万四千部読誦之誓願、接衆僧連々令満課訖、於坂東右、海尊久断十穀、於東八箇国、神社仏寺荒廃之所々、多以終修造之功事、

永正五年三月 日

某仮名消息(勅封三五甲-二一-一六)

る物なり候事にて候、 なされ候はぬ事にて候、 はなされ候はぬ事にて候、たゝしよこくをありき候なと、うつゝなる物は 上人かうは、 しきしにはさたまりたる事あるへく候、 いつくにてもこうりうをいたし、一かとしるしある物ならて 御れいの事は、御心さししたひの事にて候、いかさま よく御たつね候へく候、いつくにても所をさした よく御ふんへつ候て、 おほせ事候

かしく

八月十七日」「御返事まいらせ候、」「永禄二 (総封ウハ書)

び法華経読誦の活動に携わっていた海尊という十穀聖が上人号を望んだもので のできない文書だといってよい。 ということが述べられている。 隆に関して顕著な功績をあげた者に対し、 して回答したものであったと考えられる。 が加えられており、永禄二年(一五五九)八月、何者かが同天皇からの質問に対 前者の申状は、永正五年 (一五〇八) 三月、 後者の仮名消息は、 奥上に正親町天皇自身の筆にかかると思しき年月日 いずれも、 そこでは、上人号について、寺社の興 寺社を特定したうえで与えるべきだ 特定の寺院の名の下に分類すること 東国の各所において寺社修造およ

方、つぎのような文書もある。

申文案 (勅封三五甲-二一-一九)

大僧都 大法師尋憲(大乗院)

天正二年八月廿一日、 大乗院被申、 勅許、 書出シ中山頭中(親綱) -将也、

申 大安寺別当之事

大——尋憲

小僧都孝誉 「少」 (東林院) 西大寺別当之事

申

大安寺 西大寺此両寺之別当修南院僧正光尊、

同日

筆跡から推すに、 天正二年 (一五七四) 八月、 正親町天皇自身が三通の申文を

> 写し、 乙函に興福寺文書や西大寺文書の括りがあるにもかかわらず、ここに収められ ことがためらわれたからであろう。 たのは、 れたこと、 (当門主尋円の附弟)・東林院孝誉(大乗院門下の院家)の両人がこれを望んで許さ していた大安寺および西大寺の別当職が闕となり、わずか三日後に大乗院尋憲 覚書を加えた手控えだとみられる。修南院光尊の示寂によって、 大安寺・西大寺の両寺名が並立して記され、 あわせて尋憲が大僧都に直任したことにかかるものである。 一寺の名の下に分類する 同 三十五 人の

また、つぎのような文書もある。

智光書状 (勅封三五甲-二一-一七)

今度者、 衆望此節候、 断絶之条、 令存候、 院・後醍醐天帝以来、 恐惶謹言、 依御馳走、愚老参内本懐令存候、 歎敷為躰候、 然者、 特天長地久・御願円満之趣、 御祈法・御受戒等、 此砌被成御入魂、 雖為異他霊場、 随而当寺者、 於精舎再興成就者、 弥可奉抽丹精候、 為朝願所、 錯乱付而 尤可忝之旨、 寺家既 偏奉頼

五月八日

智 光 (花押

勧修寺殿 人々御中

の寺院であるかが不明だったためであろう。 いるものと思われる。智光については不詳で、「当寺」がどの寺院をさしている 力を依頼したものである。 ともに、 `かもわからない。おそらく、この書状がここに収められたのも、 智光という僧が、 後宇多・後醍醐両天皇以来の勅願所である「当寺」の堂塔再興への協 勧修寺家の者の周旋によって参内を果たしことを謝すると 具体的には、 堂塔再興を命じた綸旨の発給を求めて 「当寺」がど

のであり、 いるということができるように思われる。 出 このようにみてくると、『雑々文書』というまとまり自体には格段の意味を見 し得ないが、そこに収められた個々の文書は、正しく禁裏に残されるべきも 室町時代中後期から安土桃山時代における朝廷の様相をよく伝えて

### 一 「ほ」の奉じた女房奉書

「文明十八七々」(端裏銘) 一一六)一通が存在している。まずは、釈文を掲げておこう。一一六)一通が存在している。まずは、釈文を掲げておこう。 この『雑々文書』のうちに、二紙からなる散らし書きの仮名消息 (勅封三五甲-二この『雑々文書』のうちに、二紙からなる散らし書きの仮名消息 (勅封三五甲-二

候て、いつくにもありけに候へは、おほせられ候てめされ候へき物をはし まいらせられ候はす候、 よりれうしゆそにおほせあわせられ候御事は、こなたには、なにをもしり るふんをは、おほせつけられ候てめされ候はんするにて候、その御所さま 風よく候て、するくくとつき候事にて候ほとに、こなたへまいり候はんす りやうこさ・きやくしゆいのちをすて候て、御ふねをむりにいたし候所に、 ゆそふしきのくわたてけんきやうし候て、御ふねなんきにおよひ候ほとに、 れうしゆそかたへも、御下ちをなされ、 候はんする、いつれにまつくく御ふねをいそきつけ候へと、大内かたへも、 より候て、御ふねともをそくつき候ほとに、くしの事は、京にて御きうめい 昨日の文けさんに入て候、たうせんの事、 へく候よし、申とて候、 んなうさせられ候へと、思ひまいらせられ候よし、御心え候て御ひろう候 さいわゐれうしゆそく<mark>はうの</mark>にもつをおろしとり 返くへれうしゆそくわんたゐのくわたてくせ事に しせつをくたされ候所に、れうし れうしゆそときやくしゆとくしに

# 「たれにても□御局へまいる申給へ(切封ウハ書) [のカ]て候よし、申とて候、かしく、

ほ

日のものであるから、時の天皇は後土御門天皇である。しあたり発給者の加えた端裏銘だと考えておく。文明十八年(一四八六)七月七端裏に記された年月日は、受け取った側で加えた端裏書とも考えられるが、さ

近くに、「申とて候、」という、上位者から伝達を命ぜられたことを示す文言が見字を以て略記される女房の手になるものだと考えられる。そして、本文の末尾裏紙の奥に位置する切封上書の下部に「ほ」の一文字が記されており、この文

出せるので、女房奉書と称して誤りない。なお、「れうしゆそ(龍首座)」という出せるので、女房奉書と称して誤りない。なお、「れうしゆそ(龍首座)」という出せるので、女房奉書と称して誤りない。なお、「れうしゆそ(龍首座)」という出せるので、女房奉書と称して誤りない。なお、「れうしゆそ(龍首座)」という出せるので、女房奉書と称して誤りない。なお、「れうしゆそ(龍首座)」という出せるので、女房を書と称して誤りない。なお、「れうしゆそ(龍首座)」という出せるので、女房奉書と称して誤りない。なお、「れうしゆそ(龍首座)」という出せるので、女房奉書と称して誤りない。なお、「れうしゆそ(龍首座)」という出せるので、女房奉書と称して誤りない。なお、「れうしゆそ(龍首座)」という出せるので、女房奉書と称して誤りない。なお、「れうしゆそ(龍首座)」という出せるので、女房奉書と称して誤りない。なお、「れうしゆそ(龍首座)」という出せるので、女房奉書と称して誤りない。なお、「れうしゆそ(龍首座)」という出せるので、女房奉書と称して誤りない。なお、「れうしゆそ(龍首座)」という出せるので、女房を書と称して誤りない。なお、「れうしゆそ(龍首座)」という出せるので、女房を書と称して誤りない。なお、「れうしゆそ(龍首座)」という出せるので、女房を書と称して誤りない。

られ候御事は、 使節を下され候所に、龍首座不思議の企て現形し候て、(፳៤¾州) 先づ御船を急ぎ着け候へと、大内方へも、 (gk) 露候べく候由、 れ候べき物をば進納させられ候へと、 方の荷物を下ろし取り候て、何処にも有り気に候へば、 けられ候て召され候はんずるにて候、 するすると着き候事にて候程に、此方へまいり候はんずる分をば、 程に、両居座・客衆命を捨て候て、御船を無理に出し候所に、風よく候て、(粛元寿厳・東帰光松) 共遅く着き候程に、 昨日の文見参に入て候、唐船の事、 かしく、 申とて候、 此方には、 公事の事は、 返す返す龍首座緩怠の企て曲事にて候由、 何をも知りまいらせられ候はず候、幸ゐ龍首座公 京にて御糺明候はんずる、いづれに先づ 龍首座と客衆と公事により候て、(取龍) 思ひまいらせ候由、 その御所様より龍首座に仰せ合わ 龍首座方へも、 仰せられ候て召さ 御船難儀に及び候 御下知を成され 御心得候て御披 仰せ付 申とて 御

# 誰にてもの御局へまいる申給へほ

以下、逐語訳を行う。昨日の手紙は(当方の主人の)御目に懸けました。唐船

ます。 持って来させるはずの物を納めさせたらいかがですかと、存じておりますこと させようとしています。そちらの御所様から龍首座にお約束になられたことは とでした。 れにしても、 を、お心得になってご披露して下さいということを、伝えよとのことでした。 の積荷を勝手に降ろして、どこかに隠しているようですので、ご命じなさって こちらとしては、 調に到着いたしましたので、こちらに来るはずの分を、命令なさって持って来 僧)と客衆とが死ぬ思いで、船を無理に出しましたところ、風にも恵まれて、 団の到着が遅延しましたので、「訴訟については、京都で是非を明らかになさい のことですが、 船は危機的な状況に陥りましたが、二人の居座 何はともあれ船の到着を急ぎなさい」と、 かしく。どなた様からでもお伝え下さい。ほ。 龍首座の不埒な振る舞いは怪しからぬことですと、伝えよとのこ 龍首座と客衆 全く存じ上げていらっしゃいません。幸いにも龍首座は公方 使節を下されましたところ、龍首座が不穏な行動を見せまし (便乗を許可された貿易商人) との訴訟のために、 大内の側にも、 (勘合船経営者の代理人たる禅 以上である。 龍首座の側に そ 順 船

着していたことが知られる。(6) いた。正使子璞が同十七年七月一日に寧波で客死するという事態が生起したも(4) として、 船つまり遣明船に他ならない。 船団が和泉堺に到着している。(3) に半年以上を費やしてしまったのである。 あたかも、 遣明船史上空前絶後の内裏船であった二号船と、あわせて三艘からなって 無事に交易を遂げて、 文明十五年に堺を出発したもので、 端裏銘の日付を三日遡る文明十八年七月四日、 ところが、 遅くとも同年十二月中旬には肥前五島奈留浦に到 この船団は、 女房奉書にいう「たうせん(唐船)」とは、 奈留浦から堺に至るまでの国内の航路 子璞周瑋 幕府船である一号船および三号船 (夢窓派華蔵門派)を正使 明から戻ってきた 渡唐

よってこれを探ってみることにしたい。そのうえで、そこから明らかになった経あって遣明船の庶務にも関与していた蔭凉職亀泉集証の日記『蔭凉軒日録』にこの大幅な遅滞の理由について、まずは右の女房奉書を離れ、幕府の枢要に

定めたいと考えている。 緯と先の女房奉書のいうところとを照合することで、先の女房奉書の性格を見

#### 『蔭凉軒日録』から

らば(中国海路)、正月末には京着できるだろう、というものであった。 廻るのであれば(南海路)、来年の四月か五月になってしまうが、瀬戸内を経るな路についても問い合わせてきた。すなわち、従来どおりに九州・四国の南側を撲の客死を報告する注進状が亀泉集証の許に届いている。その際に使僧は、航文明十七年十二月十九日、幕府船の居座である粛元寿厳(夢窓派霊松門派)お文明十七年十二月十九日、幕府船の居座である粛元寿厳(夢窓派霊松門派)お

た。 旬までには堺へ到着すると予想されるのだが、実際には一向に五島から出 したため、 心月梵初 している。 を督促するため九州に赴く使節の候補を推挙するよう、 なかった。そこで、 達したと思われる。だとすれば、 山の天源院 かしながら、政所執事伊勢貞宗および鎮西異国奉行飯尾元連が中国海路を支持 堀川局が自らの判断で義政に伝えたところ、義政も同じ意見であったという。 かけての東瀬戸内海沿岸地域の争乱状況にかんがみ、 名新兵衛督局)に私的に伝えるにとどめた。 義政に直接報告したが、 この際の居座両名に対する返事は、 同 厦屋は 一十四日、 (夢窓派慈済門派) 瀬戸内海を経由することに決し、 同二十五日、 (居座の一方粛元の居所) に送付されており、 旦固辞したものの、二十八日には、 亀泉は、 四月二十一日、 航路の問題については、 亀泉が候補にあげた厦屋永帲 遣明船の帰朝および子璞の客死について、東山殿 の両名のうち、 遣明船は瀬戸内海を航行し、遅くとも二月上 義政は飯尾兼連(元連の子)を通じて、 翌文明十八年正月五日、 厦屋が義政によって使節に選定され 亀泉自身の見解は、 使僧にその旨が伝えられている。 大内政弘および肥前平戸の松浦 義政近侍の女中申次堀川局(初 南海路を是とするもので 同月中旬には五島まで到 (夢窓派永泰門派) 亀泉に対して指示を出 亀泉から京郊西 備後から播磨に および 足

両通が揃ったのは五月十八日のことであった。ては伊勢貞宗の書状を、政弘に対しては義政の御内書を発給することになるが、弘定に幕府から厳命を加えることを条件として受諾に至る。結局、弘定に対し

いたが、 試みた。その結果、 き位置にあった細川典厩家の政国に対して周旋を依頼し、 していた。 屋にとって政元の指示は、 を中止してしまった。 を公的に確認して欲しいと述べている。 て国書を護持して帰洛するように命じる奉書を出し、 昌庵こと取龍首座に他なるまい。心月は、同七日に再度亀泉を訪れ、圭甫に充て ている。「竹所」の謂は不詳だが、 が、子璞の死後にその役割を引き継いだ圭甫支璋 義政の御内書等を受け取った厦屋は、 圭甫および 間の五月三日、 細川政元から被官安富元信を通じて九州下向の延期を指示され、 義政の意を承けた伊勢貞遠および飯尾兼連は、 「南昌竹所」 同二十四日、 遣明船に乗っていた歓甫□喜(子璞の法兄明允等洵の弟子か) 細川京兆家は厦屋の居所相国寺普広院の檀那であり、(8) 幕閣の有力者の意向というにとどまらない意味を有 の書状を携え、 厦屋は京都から西に向けて旅立っている。 「南昌」とは二号船(内裏船) そして、この奉書も厦屋に手交された。 同二十日に京都を発つことを予定して 心月に伴われて亀泉の許を訪れ (子璞の弟子) 同人が正使代であること 政国は政元の説得を 政元の後見というべ の居座である南 の使者として上 出発 厦

仄聞 したものであった。 全般を取り仕切ったので、 かわらず、 している。 泉の許を訪れ、 その後、 保証の確認をうけるため、 これは、 今回のそれ(文明十五年度の遣明船)では、堺から船を調達し、 同三十日には、 文明十四年に遣明船に関して義政が政弘に与えた御内書を提示 大内氏以外に遣明船の派遣を企図する者が存在することを 遣明船は古来より大内氏の官掌するところであったにもか 次回以降については大内氏に官掌させることを保証 大内政弘の在京雑掌競秀軒東周興文の使者秀厳が亀 かかる提示に及んだのだという。 取龍が

十三日筑前「安威島」(相島、現在は藍島と表記、小倉港の北西響灘に所在) に到着し、六月一日、居座両名からの注進状が届き、五月十二日に肥前平戸を出港し、翌

したので、政弘が周到に準備しているようだと語っている。 して帰洛の近いことを述べ、あわせて、厦屋の下向についても、興文が予め伝達ようにと命じた。六月十三日、亀泉は義政に対し、遣明船が長門赤間関まで到達ま明船が出航したことを喜び、厦屋にはすぐに出発して途中で船団と合流するたと報告してきた。同日、厦屋はまだ堺にあって、このまま待機すべきか、西

堺に到着したことが報告されたのである。 七月六日、厦屋と居座両名とによる連署の注進状によって、同四日にようやく合流したこと、海上には海賊が多数認められることなどを伝えてきた。そして弘との対面を果たしたこと、ついで周防大畠にしばらく滞留し、そこで厦屋と七月三日、同じく注進状が届き、五月十八日に赤間関に到着し、六月一日に政

れ、密かにつぎのように語っている。 しかし、その後も問題は続いた。同七日、心月が圭甫の書状を帯して亀泉を訪

ご承知置きいただきたい、 め あったことが窺われる。 調整を試み、 さきに歓甫が上洛したことは、 圭甫・ 歓甫両名の荷物を強奪しようと、 ひとまずは無事に済んだ。 という意味であろう。 取龍の訴訟に由来するものであった。 もしものことがあった場合はよろしく 客衆が揃って画策したが、 上陸直後、 客衆に不穏な動きの 圭甫が その

客衆に命ずべきことがあるから、厦屋に御内書を出したのである。上使から

わけである。 達することにあり、堺入港後においてもそれが果たされていなかった、というするがよかろう、と。厦屋の使節としての最大の任務は客衆に幕府の命令を伝客衆に命を伝えなくてはいけない。上使としての仕事を果たし、それから帰京

赴いている。 する義政の指示は、 るので、 されていない。 後、十七日に再度注進状が届いているが、 せておらず、 であれば細川政元に対して警固を命じて欲しいとの申請がなされた。これに対 交易による輸入品であろう)を運上するため、淀川経由であれば畠山義就に、 十三日には居座両名からの注進状があり、 以後の経過は不明となる。 再提出を求めようと思うと述べ、亀泉も基本的には同意した。 貞宗は、 『蔭凉軒日録』は、 貞宗と相談せよとのことであり、 自分の許にも同内容の注進状が届いたが、 同年の八月から十月までの記事が失われてい これについては内容・対応ともに記 公物 (朝貢の回賜品および幕府名義の 亀泉はすぐさま貞宗邸に 公物の員数を載 陸路 その

ろう。つぎに右の経緯を整理し、そのうえで先の女房奉書との照合を試みたい。レースしてみたが、この遅延に複雑な背景のあったことは十分に察せられただ 以上、『蔭凉軒日録』によって、文明十五年度の遣明船が帰洛に至る過程をト

### 取龍と客衆との対立

5 是としたことで、 いたはずである。 は居座両名の側であり、 不安が遅延の要因になることは理解しやすい。 は、 あったことは疑いを容れない。 厳重 翌年五月、 遣明船が帰洛する過程で障害になった事由の一つが、 の上にも厳重を期する必要があり、 九州使節厦屋が下向する際、 したがって、 遅延の要因としては後景に退いたかに思われる。 幕府としての支持さえ得られれば十分な成算を有して 文明十七年十二月二十四日に幕府が中国海路を 舶来の高級品と現銭とを満載する遣明船の航行 松浦・大内両氏に対して幕府とし 航路にあたる地域の治安に関する ただし、 中国海路を提案したの 航行上の懸念で しかしなが

> が密接につながっていたと考える余地が残る。 て厳命を出すように求めている点から推すならば、航行上の懸念と他の問題

べたとおり、上洛の主目的は取龍の訴訟にかかるものであった。として上洛してきた歓甫は、取龍の書状を持参しており、七月七日に心月が述泉はこの件について詳細を書き記していないが、五月三日に正使代圭甫の使者、そして、遅延に関する最大の要因は、乗員の内部対立であったとみられる。亀

取龍は、堂上貴族甘露寺家に出自を有する(房長の息、親長の弟)禅僧で、堺北取龍は、堂上貴族甘露寺家に出自を有する(房長の息、親長の弟)禅僧で、堺北取龍は、堂上貴族甘露寺家に出自を有する(房長の息、親長の弟)禅僧で、堺北取龍は、堂上貴族甘露寺家に出自を有する(房長の息、親長の弟)禅僧で、堺北東北に南昌庵という寺庵を構え、文明八年度と今回のあわせて二度の遺明船に乗正に南昌庵という寺庵を構え、文明八年度と今回のあわせて二度の遺明船に乗正に南昌庵という寺庵を構え、文明八年度と今回のあわせて二度の遺明船に乗正に南昌庵という寺庵を構え、文明八年度と今回のあわせて二度の遺明船に乗正に南昌庵という寺庵を構え、文明八年度と今回のあわせて二度の遺明船に乗正に南昌庵という寺庵を構え、文明八年度と今回のあわせて二度の遺明船に乗

たために、対立を一旦収めることを目的にしていたと考えてよいだろう。は、取龍と客衆との対立によって、帰洛の遅延をはじめとする種々の問題が生じとだと指摘されている点からみると、幕府が九州使節として厦屋を派遣したのりかけたのであるから、取龍の訴訟の対手は客衆であったと判断される。さらりかけたのであるから、取龍の訴訟の対手は客衆であったと判断される。さられている、取龍の訴訟を幕府に達すべく上洛したために客衆の報復の対象にな

(計High) 両者の対立を伝える史料としては、このほかにも、堺に到着してから十箇月年四月十二日条をあげることができる。 (11) であるが、『大乗院寺社雑事記』文明十九番の対立を伝える史料としては、このほかにも、堺に到着してから十箇月

儀之公事也、南庄庵方ハ物部以下、南庄方ハ香西也、「畠」(上原賢家)「泰九郎昨日自堺罷上、無殊事云々、但南庄庵小座、卜南庄地家唐船事有之、大(指田信次)

である。ここでも奈良に戻り、堺の情勢を伝達している。堺では特に変わったこ記主である大乗院門主尋尊に和泉・河内両国の事情を伝えることの多かった者候し、奈良と出身地の堺との間を頻繁に往還しながら、『大乗院寺社雑事記』の指田信次(幼名愛千代丸、一時岩付名字を名乗る)は、元服前から大乗院門跡に祗

がおり、 るものであったと推測されるが、具体的には不明というよりほかない 訟が継続していることから、 の対立は、 船について揉めており、 とはないが、 人に他ならず、遣明船上にあっては客衆ということになる。結局、 南荘の背後には香西がいる、という意味であろう。堺南荘の地下とは商 堺到着から十箇月を経ても解決できなかったのである。 あえていえば、 大きな訴訟になっている。 そこでの争点は客衆の経済的な負担の多寡にかか 居座であった南昌庵取龍と堺南荘の地下とが遣明 取龍の背後には上原賢家等 取龍と客衆と 上陸後も訴

をはかったこととの間には、 きにみたように、 で枢要に位置する存在であった。(13) は、 を有していた。 ではあるが、 存在するという点である。 いまひとつ注目したいのは、 文明十四年に丹波守護代に就任した子息元秀を後見し、 堺北荘の代官として現地にあり、(ユン) それゆえに客衆を後援したことが想像に難くない。 細川政元が師檀関係を槓杆として九州使節厦屋の出発の遅延 客衆の背後にあった香西も同じく細川京兆家の被官 連関を想定することが許されるかも知れない。 取龍の背後に細川京兆家の有力被官上原賢家が かかる人物が取龍を後援していることと、 同地の商人との間に強固な関係 細川京兆家のなか 一方、 賢家 さ

つつ、帰洛を遅延させる方向で活動していたのではないかとの想定に至る。ではないように思われる。このように考えると、取龍は細川京兆家の意を汲み赤松氏に有縁の亀泉(俗姓は赤松氏被官後藤氏)が南海路を是としたことも無関係出発の遅延をはかり、遣明船の帰洛を遅らせて、南海路経由へ変更することを出発の遅延をはかり、遣明船の帰洛を遅らせて、南海路経由へ変更することを出発の遅延をはかり、遣明船の帰洛を遅らせて、南海路経由へ変更することを出発の遅延をはかり、遺明船の増大を危惧していたはずである。そこで、使節の船に対する大内氏の影響力の増大を危惧していたのではないかとの想定に至る。

と、大内および取龍に命ずるために使節を下したとある。したがって、「ほ」がている。ついで、訴訟は京都に戻ったあとで裁決するので、帰洛を急ぐように船の帰洛が遅延した理由は、取龍と客衆との訴訟にあったことが冒頭に記されここで先の女房奉書に立ち返ってみよう。龍首座とは取龍に他ならず、遣明

いたという右の想定と合致する。 を賭して出航したと述べている点は、取龍が帰洛を遅延させる方向で活動してして出航を阻止せんとしたものの、幕府船の居座両名と客衆とが協力し、生命たことが明らかである。使節の発向に対応するかのように、取龍が策謀を廻ら意を奉じた主人とは、九州使節厦屋を派遣した主体に他ならず、足利義政であっ

る場合があったということである。 さらに、幕府船の居座両名と客衆とが協調して取龍と対峙したとされること さらに、幕府船の居座両名と客衆とが協調して取龍と対峙したとされること さらに、幕府船の居座両名と客衆とが協調して取龍と対峙したとされること

年九月十五日条を掲げよう。 年九月十五日条を掲げよう。 取龍と大内氏との関係について最も端的に記述している『親長卿記』文明十四 の経営にどのように関与していたのかという点を想起すれば十分に得心がいく。 と客衆との対立の他に、大内政弘と取龍との間にも対立関係が存在していたこ また、「大内方へも、龍首座方へも、御下知を成され、」という表現は、取龍

渡唐船勘合二合縣、今日被渡龍首座、予弟、就御山庄被仰付大内左京大夫、政弘、渡唐船勘合二合船、今日被渡龍首座、予弟、就御山庄被仰付大内左京大夫、政弘、

雖然申子細、仍被仰龍首座、子細有条々、

敵ともいえる存在だったのである。 発給されたものであった。すなわち、 意味であろう。 予定だったが、 弟である取龍に交付された。 遣明船の勘合のうち一号船・三号船二艘の分が、 条件面で折り合うことができず、 興文の使者秀厳が亀泉に提示した御内書は、 東山山荘の造営に関連して大内政弘に交付される したがって、 政弘にとって取龍とは、 取龍自身にも中国海路を忌避す 取龍に与えられたのだ、 今日、 自分 既得権益を犯した この改変をうけて (甘露寺親長) の

という、最初に示した仮説を検証することにもなるものである。
認することを通じて、この女房奉書が実質的に天皇に充てられたものであったことで、取龍と客衆との対立の過程において、取龍が遺明船の帰洛を遅延させことで、取龍と客衆との対立の過程において、取龍が遺明船の帰洛を遅延させいた、女房奉書の記載と『蔭凉軒日録』をはじめとする既知の史料と照合するる理由があり、取龍の側から政元に働きかけていた可能性も皆無ではなかろう。

## 五 義政の女房奉書の持つ意味

事を収めており、 度の遣明船では幕府船の居座の一方)から遣明船について種々聞き取りを行った記 ようにみえている。 日録』明応八年 (一四九九) たことにも触れた。 取得したことについては、 。龍が文明十五年度の遣明船において、 研究史上注目されてきたものであるが、(4) つまり、 右にみたとおりで、内裏船である二号船の居座であっ 八月六日条は、 取龍は三艘すべてに関係していたのである。 幕府船である一号船・三号船の勘合を 記主景徐周麟が東帰光松 そのなかにも以下の (文明十五年 『鹿苑

又曰、 商人預約以一艘四千貫之抽分銭為請也、 寺龍首座所請也、 葙 湍 訴 慈照相公遣(足利義政) 艘三千貫文可也、 故八千貫恐而出焉 以故一号・三号変太内之約、以付之於界之商人、以[失] [共] [堺下同ジ] 垣一号・三号之船、以子璞為正使、二号者内裏船也、[層韓) 四千貫則難償者也、 帰朝之日出四千貫、 其時龍首座与界之者 二二 臨、 幷八千貫献焉. 以造船、 甘露 故

氏との先約を改め、 派遣を実現し得たのは 最も深く関与していたのは内裏船であった。 は内裏船を請負ったことを契機として、幕府船にも関係するに至ったのであり、 一号船は内裏船で、 堺の商人に請負わせた、 取 伊藤幸司が指摘するように、 龍が請負っていた。 というのである。 取龍が遣明船史上唯 そのために一号船 甘露寺家出身という出自 すなわち、 ・三号船も大内 一の内裏船の 取龍

相陪分引給之、相残進上也、民部卿返事在之、[倍] (台川忠富) 可進上之由、同載請文了、千貫可進上之処、万五千疋先年被借召了、仍為三龍首座今日下向泉州、自禁裏御誂物注文、載請文進上之、次帰朝之時六万疋(取離)

される。 船の事例を参照するならば、 く があった、ということである。 を誓約していたわけである。 文を提出していたはずである。 出航が近づき、品物が揃って確定されたことで提出に至ったのであろう。おそら した請文は、禁裏名義による交易だけを対象にしたものであったと考えられる。 返事とは、 差し引きさせてもらい、 するはずなのだが、 朝時に六百貫文を進上する旨を請文(誓約書) 輸出品のリストと六百貫文の進上とが対応しているので、ここで取龍が提出 取龍は今日和泉に下向する。 取龍はこれ以外にも、 つまり、 取龍の請文について天皇自身が諒解の意を示したものだとみてよい。 取龍は帰朝後に複数の名目で厖大な銭貨を禁裏に献ずること 先年百五十貫文を取龍から借用なさったので、その三倍分を 残りを進上するのだ。これについて白川忠富から返(ロ゚) 請負契約の最初の段階において、 少なくとも三千貫文に及んだのではないかと推測 忠富は、後土御門天皇の随一の近臣であり、(16) その金額は不明だが、 禁裏の御調達にかかる輸出品のリストおよび帰 に記して提出した。 東帰の証言によって幕府 抽分銭についての請 千貫文を進上

していることに注目したい。 「その御所様」 約束したことについては関知していない、 方 ここで先の女房奉書の後段に立ち戻ってみよう。 (幕府) に進納される分の確保をはかっているが、 であり、それに対して、 文明十四年に義政の意を承けて飛鳥井雅親 義政自身の側については「こなた」と記 と告げている。 遣明船が 「その御所様」 相手方をさす表現が 帰着 したの から取り (入道前 で、 当

るまい。女房奉書の実質的な充所は、やはり後土御門天皇だったのである。 契約が存在していたことを考え合わせるならば、「その御所様」とは天皇に他なえざるを得ない。そして、禁裏と取龍との間に遣明船帰着後に果たされるべきいる。それと比べてみると、自らを「こなた」と表現せざるを得ない相手である権大納言)に充てられた女房奉書においては、義政自身を「この御所」と記して

対して突き放した回答を行ったものだと解することができる。 取龍の差配で受取るはずだった取り分を確保すればよかろうと、天皇の依頼には、もちろん皮肉に他ならない。「公方の荷物」とは、第一義的には朝貢の回賜は、もちろん皮肉に他ならない。「公方の荷物」とは、第一義的には朝貢の回賜は、もちろん皮肉に他ならない。「公方の荷物」とは、第一義的には朝貢の回賜のづけて義政(の意を承けた「ほ」)は、「幸ゐ」取龍が「公方の荷物」を秘匿

が することが困難になっていたに違いない。 座をつとめた内裏船においては、 天皇から義政に対して内裏船の積荷・得分の確保についての協力を依頼したの 留 状態であったことが想起される。おそらく、客衆は、取龍に関係のある荷物の抑 奪しようとはかった直後であり、 記されている七月七日という日付に注目すると、客衆が圭甫・歓甫の荷物を強 は、 「昨日の文見参に入て候、」という書き出しから知られるように、この女房奉書 作 さらには抽分銭の負担の拒否などの動きを示したであろうから、 天皇から義政に対する手紙(女房奉書であろう)の返事であった。 一日の文」 だったのではなかろうか。 厦屋が幕府の命令をいまだ伝えられぬままの 経営者の側が積荷や得分を予定どおりに確保 そこで、取龍から禁裏に連絡をとり、 取龍が居 端裏銘に

非は取龍と結んだ禁裏にあることを強調しているかのようである。ただし、こするものであった。そのうえ、締めくくりでは、取龍の行為の不当さを指弾し、そして、その回答として出された先の女房奉書は、皮肉を交えつつ協力を拒絶

かで、緩衝材ともいえる働きを持ち得るものだったのではなかろうか。あったようにも思われる。女房奉書とは、緊張を含みながら対峙する関係のなかる厳しい姿勢をおおやけにせず、内々で収めようとする意思を込めたものでばれたことは、単に女房奉書に対する返答であったという理由だけでなく、かこで義政自身の手になる消息ではなく、女房奉書という間接的な文書様式が選

二日には義政から瓜百箇を贈られたことが記されており、幕府との間に齟 保たれていないという憾みはあるが、 殿足利義尚から七夕に際して花瓶を贈られた返礼に花瓶を贈ったことが、 ることをあらためて強調しておきたい。 蓄積された史料を厖大に残している東山御文庫収蔵の史料は、 あった影響は窺い知れない。この文書を含め、室町時代中後期の禁裏において おける七夕の御祝以外について触れるところがない。さらに、 房奉書が出された文明十八年七月七日の『御湯殿上日記』をみてみると、 限りでは、この女房奉書以外に痕跡を見出すことができない。たとえば、 分の確保をめぐって天皇と義政との間で交渉が持たれたという事実は、 遣明船の堺への到着をうけ、 取龍と客衆との対立のさなか、 多様な研究において活用し得るものであ 内裏船の 中世の原秩序が 同九日には室町

れも『蔭凉軒日録』に所見がある。 いった頃に奉じた女房奉書が案文ながら確認できる。(四) れ得る女房としては、 えて誤りないわけである。 を冠する女房もいない。 していたこと、あるいは義政の意を承けて「一行」を出していたことは、 に頻出する堀川局が存在する。堀川局がこの案件に限らず遣明船の庶務に関与(゚ロ) であるかという点を確認しておこう。 足利義政女房奉書について検討を加えてきた。最後に、 以上、 東山御文庫所蔵史料勅封三十五甲函のうちの『雑々文書』に収められた すでにみたとおり、 以上を勘案するならば、 また、 義政に近侍して「ほ」の文字を以 女中申次として『蔭凉軒日 文明十四年三月、 「ほ」とは堀川局であったと考 さらに、 奉者の「ほ」とは何者 まだ新兵衛督局と 他に「ほ 一の文字

#### 즲

- 公家文庫研究』一輯〔思文閣出版、二〇〇三年〕所収)。(1) 小倉慈司編「東山御文庫マイクロフィルム内容目録(稿)(一)」(田島公編『禁裏
- ○○六年〕所収)。 宮家・公家文庫収蔵古典籍のデジタル化による目録学的研究』〔研究代表者田島公、二宮家・公家文庫収蔵古典籍のデジタル化による目録学的研究』〔研究代表者田島公、二(2) 末柄豊「東山御文庫所蔵『鴨社文書』〕(科学研究費補助金研究成果報告書『禁裏・
- (3) 『蔗軒日録』文明十八年七月四日条。
- は、同論文に拠られたい。 
  年〕第一部第一章、初出は一九九八年)をあげておく。それ以前の先行研究について年〕第一部第一章、初出は一九九八年)をあげておく。それ以前の先行研究についてる東福寺聖一派と取龍首座―」(同『中世日本の外交と禅宗』[吉川弘文館、二〇〇二名東福寺聖一派と取龍首座―」(同『中世日本の外交と禅宗』(吉川弘文館、二〇〇二年) 
  次明十五年度の遣明船に関説する研究は多いが、本稿で検討するところと関係が
- (5) 『蔭凉軒日録』文明十七年十二月二十四日条。
- (6) 『蔭凉軒日録』文明十七年十二月十九日、二十日、二十二日、二十四日条。
- 第八編之十八、四三二~四四三頁に就くのが捷径である。(7) 本章の記述は、すべて『蔭凉軒日録』の各日条に拠っている。なお、『大日本史料』
- 細川持之書下を参照。 照院所蔵史料』六三所収応永八年四月十三日細川満元書下および永享四年四月十七日照院所蔵史料』六三所収応永八年四月十三日細川満元書下および永享四年四月十七日派とは密接な関係の下にあったことが知られる。東京大学史料編纂所架蔵写真帳『慈(8) 同じく観中中諦の塔所である嵯峨永泰院の檀那も細川京兆家であり、同家と永泰門
- も詳しハ。 「江南院龍霄」(同『東語西話―室町文化寸評―』〔吉川弘文館、一九九四年〕所収)に(3) 取龍については、伊藤前掲「室町幕府の日明貿易と禅宗勢力」のほか、今泉淑夫
- すべてこの論文に拠る。(10) 伊藤前掲「室町幕府の日明貿易と禅宗勢力」。なお、本稿において、伊藤の所説は
- 五年]第六章、初出は二〇〇二年)に詳細な検討がある。――」(同『中世日本の国際関係―東アジア通交圏と偽使問題―』〔吉川弘文館、二〇〇(11)この史料については、橋本雄「永正度の遺明船と大友氏―警固・抽分・勘合から
- 『大乗院寺社雑事記』文明十四年三月十八日条の記事は、応仁・文明の乱終結から三仁文明の乱中の堺北荘をめぐる東西両軍の争奪の過程」を示すものとして取り上げた〔吉川弘文館、二〇〇八年〕第二部第三章)一八一~一八二頁。ただし、古野が「応(12) 古野貢「守護としての細川京兆家の権力基盤」(同『中世後期細川氏の権力構造』

- づいて記録したものである。する、と義就が述べている。」という堺現地での情勢観測を、指田信次の報告にもとする、と義就が述べている。」という堺現地での情勢観測を、指田信次の報告にもとものの、義就も細川政元とは事を構えるつもりはなく、堺北荘には香西が滞留してい年半後における両畠山氏の対立について、「畠山義就と同政長との戦闘が予想される年半後における両畠山氏の対立について、「畠山義就と同政長との戦闘が予想される
- 4、『月台のを拾りのとようだり、これでは、「種の優秀別なの話を行う後月というにいて、(北条早雲)の人脈」(『成城大学短期大学部紀要』二七号、一九九六年)に詳しい。原元秀」(『日本歴史』四二七号、一九八三年)、家永遵嗣「明応二年の政変と伊勢宗瑞13)細川京兆家被官上原(物部)氏については、横尾国和「明応の政変と細川氏内衆上
- 朝鮮船の経営構造」(『遙かなる中世』一七号、一九九八年)を参照。重要な手がかりとして多数の研究で言及されている。詳しくは、橋本雄「遣明船と遣」は、遣明船の経営のありようをめぐり、各種の貿易利益や諸経費の様相を知るための
- 対して五十貫文を「おまけ」として加えたのであろうか。いうことになるはずだが、六百貫文を進上するとあって齟齬している。取龍が禁裏に(15) 百五十貫文の三倍なので、四百五十貫文を差し引いて五百五十貫文を進上する、と
- 国期の符案に関する基礎的研究』〔研究代表者末柄豊、二〇〇六年〕所収〕を参照。 ち生本『宣秀卿御教書案』第二冊―」(科学研究費補助金研究成果報告書『室町・戦内庁書陵部所蔵中御門本『宣秀卿御教書案』第一冊、第二冊―附、宮内庁書陵部所蔵臣」(羽下徳彦編『中世の政治と宗教』[吉川弘文館、一九九四年]所収)、末柄豊「宮田川忠富(のち忠富王)については、明石治郎「後土御門天皇期における伝奏・近
- が奉じた女房奉書案(『大日本史料』第八編之四十、二九二頁)。
  「所架蔵レクチグラフ『文案』による)所収の足利義政近侍の新兵衛督局(のち堀川局)所架蔵レクチグラフ『文案』による)所収の足利義政近侍の新兵衛督局(のち堀川局)を参照を収入の名割により、できまる。「のり)を参照を持ており、「のり)を参照を持て、おり、「のり)を参照をして、おり、「のり)を参照をして、おり、「のり)を参照して、おり、「のり)を参照して、おり、「のり)を参照して、おり、「のり)を参照して、おり、「のり)を参照して、おり、
- と称していることも参照。 民俗博物館に所蔵されている)では、幕府をさして「その御所」、禁裏を「この御所」 一位御局(日野富子)充後土御門天皇宸筆消息(現在は掛幅装に改められて国立歴史 (18) 北白川宮旧蔵『手鑑』(東京大学史料編纂所架蔵影写本『手鑑』二による)所収の
- | 禅林とその周辺―』(そしえて、一九八七年)||二二七~二三〇頁を参照。 | 19)||堀川局をはじめとする義政の女中申次については、蔭木英雄『蔭凉軒日録―室町
- られる複数の女房によって奉じられるものであったことが確かめられる。 冷泉局の奉じた女房奉書が書き留められており、義政の女房奉書が女中申次として知『大乗院寺社雑事記』文明十六年八月二十二日条には、同じく義政の女中申次である3) 前註17所引『飛鳥井雅親自筆来書留並書状案』所収足利義政女房奉書案。なお、